

令和4年瑞穂町農業委員会7月総会

令和4年7月25日、令和4年瑞穂町農業委員会7月総会が瑞穂町役場 全員協議会室にて開催された。

農業委員会委員

1番	村山正信	2番	山田明弘	3番	青木一幸	4番	榎本雄一
5番	坂田敬一	6番	長谷部冬樹	7番	清水正久	8番	榎本和夫
	【欠席】						
9番	榎本勝昭	10番	臼井順央	11番	栗原始	12番	上野勝
			【欠席】				

農地利用最適化推進委員

池田幸司	関谷博明	西村一彦
------	------	------

出席した事務局職員は、次のとおりである。

産業経済課長	長谷部 康行	農政係長	田中 悠也
	(事務局長)	(書記)	
農政係	飯野 都佳紗		

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業を行っている旨の証明について

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

開 会 午後 1 時 30 分

議長 (上野 勝 君) ただいまの出席委員は、定足数に達しておりますので、これより令和 4 年瑞穂町農業委員会 7 月総会を開催いたします。直ちに会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布された資料のとおりです。

議長 (上野 勝 君) 日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第 13 条の規定により、6 番委員の長谷部 冬樹さんと 7 番委員の清水 正久さんを指名いたします。

議長 (上野 勝 君) 日程第 2、諸報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 (田中 悠也 君) 総会までの活動実績と今後の活動予定について報告。

議長 (上野 勝 君) 日程第 3、議案第 1 号番号 1 農地法第 3 条の規定による許可申請を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (飯野 都佳紗 君) 議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について説明します。番号 1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、権利〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終わりました。現地調査の報告についてはあらかじめお手元に配布のとおりです。質疑はございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより採決に入ります。議案第 1 号番号 1 を申請のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、議案第 1 号番号 2 農地法第 3 条の規定による許可申請を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (飯野 都佳紗 君) 議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について説明します。番号 1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、権利〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終わりました。現地調査の報告についてはあらかじめお手元に配布のとおりです。質疑はございませんか。

6 番委員 (長谷部 冬樹 君) 現地調査の際、譲受人は拠点が茨城県で耕作しているが、瑞穂町でも耕作を始めるには支障がないと言っていました。その信憑性を判断するためには譲受人の茨城県の畑を確認する必要があると考えます。また、同じく現地調査の際、申請書の内容と事実が異なる点がありました。この議題を審査するためには、追加調査をする必要があると考えます。

11 番委員 (栗原 始 君) 今の意見より、継続審議とするのが良いと考えます。

議長 (上野 勝 君) 他に質疑はありますでしょうか。

(「質疑なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了します。

ただいまの意見により、議案第 1 号番号 2 を保留し、継続審議することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は継続審議といたします。続きまして、議案第 2 号番号 1 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (飯野 都佳紗 君) 議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について説明します。番号 1、農地の所在〇〇、地目〇〇、農振区分〇〇、面積〇〇、権利〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用目的〇〇、以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終わりました。現地調査の報告についてはあらかじめお手元に配布のとおりです。質疑はございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 質疑なしということなのでこれより採決に入らせていただきます。議案第 2 号番号 1 を申請のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、議案第 3 号番号 1 相続税の納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (飯野 都佳紗 君) 議案第 3 号相続税の納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について説明します。番号 1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、申請人〇〇、証明内容〇〇、適格者証明〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終了しました。現地調査の報告についてはあらかじめお手元に配布のとおりです。質疑はございませんか。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑なしということなのでこれより採決に入らせていただきます。議案第 3 号番号 1 についてを申請のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、議案第 3 号番号 2 相続税の納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (飯野 都佳紗 君) 議案第 3 号相続税の納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について説明します。番号 2、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、申請人〇〇、証明内容〇〇、適格者証明〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終了しました。現地調査の報告についてはあらかじめお手元に配布のとおりです。質疑はございませんか。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑なしということなのでこれより採決に入らせていただきます。議案第 3 号番号 2 についてを申請のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、議案第 3 号番号 3 相続税の納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (飯野 都佳紗 君) 議案第 3 号相続税の納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について説明します。番号 3、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、申請人〇〇、証明内容〇〇、適格者証明〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終わりました。現地調査の報告についてはあらかじめお手元に配布のとおりです。質疑はございませんか。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑なしということなのでこれより採決に入らせていただきます。議案第 3 号番号 3 についてを申請のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、報告第 1 号農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (飯野 都佳紗 君) 報告第 1 号農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について説明します。番号 1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、申請人〇〇、転用理由住宅用地。番号 2、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、申請人〇〇、転用理由瑞穂町へ上地。番号 3、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、申請人〇〇、転用理由住宅用地。番号 4、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、申請人〇〇、転用理由工場用地。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終わりました。本件については、会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いします。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、報告第 1 号を終了いたします。以上をもちまして本総会に付議された事件の審議は、全て終了いたしました。これにて、令和 4 年瑞穂町農業委員会 7 月総会を閉会といたします。

閉 会 午後 2 時 00 分